

くらしステツプアップ

18歳から成人（オトナ）！責任ある消費者に

2022年4月1日から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。

生年月日	成年となる日	成年になる年齢
2002年4月1日以前	20歳の誕生日から	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日から	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日から	18歳
2004年4月2日以降	18歳の誕生日から	18歳

2022年4月1日から

18歳になったらできること

- ・保護者の同意なしでの契約（クレジットカードをつくる、ローンを組んで自動車を購入する、スマートフォンを購入するなど）
 - ・結婚（男女とも18歳に統一）
 - ・10年間有効のパスポートを取得する
 - ・医師免許などの国家資格を取得する など
- ※飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルなどは、これまでどおり20歳になってからでないとできません。



“未成年”と“成年”何がちがう？

未成年者が契約をするときは、保護者などの同意を得なければなりません。保護者などの同意なく結んだ契約は原則取り消すことができます（未成年者取消権）。

成年になると、自分の意志で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

鹿児島市消費生活センター

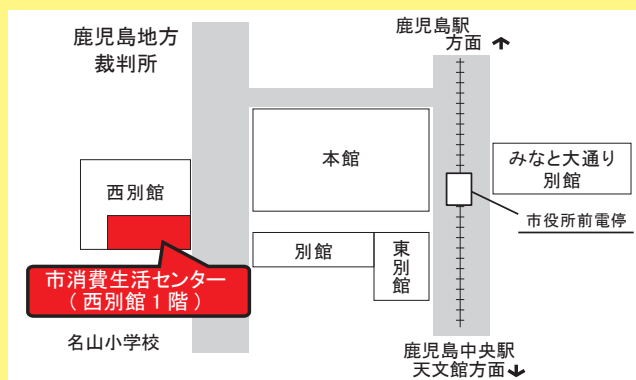
相談電話 099-808-7500(月～金曜日 9時～17時15分)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-808-7512
FAX 099-808-7501
ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

消費者ホットライン

相談電話 188 (土・日・祝日 10時～16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。



「契約」には十分な注意を！！

契約とは、法的な責任が生じる約束のことです。契約は、「申込み」と「承諾」の意志が合致したときに成立し、権利と義務といった法的拘束力を持ちます。（口約束でも契約は成立します。）

そのため契約が成立すると一方的に取り消すことは原則としてできません。

契約は、内容をよく確認してから結びましょう。

申込み（買い手）

承諾（売り手）



契約成立



こんなトラブルに注意！！

「お試し価格初回 500 円」のダイエットサプリの広告を見て申し込んだら、定期購入が条件だった。解約したい。



先輩に「簡単にもうかる」と誘われて50万円の投資用教材USBを契約したが、内容が難しく全くもうからない。また、紹介料を得るために先輩に友達を紹介してしまい、友達もトラブルになっているようだ。



成人する（大人になる）ということ

成人すると、自分の意思で契約ができるようになりますが、その**契約に対して責任を負うこと**になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

消費者トラブルにあわないためには、今のうちから**契約に関する知識**を学び、自分にとって**必要な契約かを検討する力**を身につけておくことが重要です。

困ったときは、家族や消費生活センターに相談しましょう。



ABC 消費者情報ネットがごしまに登録しませんか？

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットがごしま』とは悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。（登録・情報料無料）

○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。

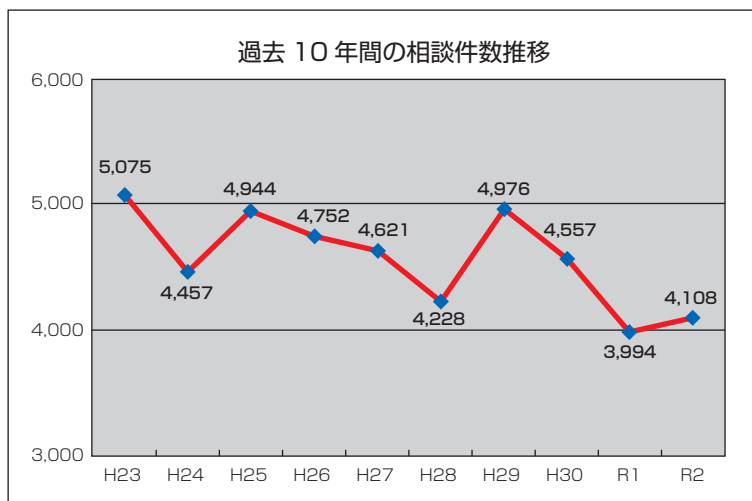


令和2年度 消費生活相談のまとめ

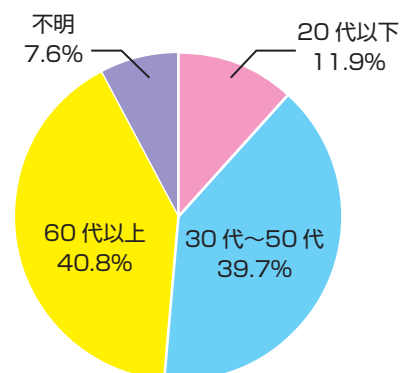
鹿児島市消費生活センターでは、日常の消費生活に関する様々な問合せや商品・サービスに関する苦情について相談に応じ、解決に向けて必要な助言等を行っています。

相談件数

- ・令和2年度の相談件数は、**4,108件**でした。(前年度より114件増加)
- ・年代別で見ると、相談件数全体に占める60代以上の高齢者層と30代から50代までの一般層の割合がそれぞれ**約4割**でした。



年代別割合



救済金額

消費生活相談員による助言やあっせん※ (架空請求等に対する助言により、支払わずに済んだ額を含む)	救済金発生	救済金額
	366件	6,125万円

※あっせん…当事者間における自主的解決が困難な場合に、消費生活センター等が双方の主張・意見を聴取して要点を明確化するなどして解決への合意形成を図ること。

相談の多い内容（上位5位）

「他の健康食品」の相談が前年度より大幅に増加しました。相談内容の多くは、ダイエットサプリや健康食品など、一回限りのつもりで注文したら定期購入が条件だったというものでした。

また、「他のデジタルコンテンツ」に関する相談も増加しました。相談内容の多くは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売される「情報商材」を購入してしまい解約したいといった相談でした。

順位	商品・サービス別分類	件数	対前年度増減	主な相談例
1	商品一般	448件	21件	宅配業者の不在通知を装ったSMS(ショートメッセージサービス)、注文した覚えのない商品の請求 など
2	他の健康食品	238件	85件	サプリメントなどの定期購入に関する相談 など
3	他のデジタルコンテンツ	134件	31件	情報商材やセキュリティソフトの契約トラブル など
4	賃貸アパート	132件	▲14件	敷金返還トラブル、契約トラブル など
5	フリーローン・サラ金	126件	▲8件	多重債務・ヤミ金等の借金問題 など
総数	—	4,108件	114件	—



相談コーナー

〈事例1〉慌てないで！トイレ修理の思わぬ高額請求

相談内容

トイレが詰まってしまい「修理代3,000円から」と書いてあるチラシを見て業者に電話をかけて来てもらった。急いでいたので料金は詳しく確認しなかった。ポンプや薬剤を使った10分ほどの作業だったが、修理代を5万円請求された。1万円を支払い、残りは後日振り込むことになっているが、薬剤がそんなに高いとは思えない。請求額があまりに高いのではないかと。(60代女性)



処理結果

業者に修理を依頼し部品交換や薬剤使用の作業をしてもらった場合、技術料や出張費を請求される場合があることを相談者に情報提供しました。請求の内訳の明細を求めて、業者の責任者と話し合うよう助言しました。

アドバイス

- トイレの詰まりや蛇口の水漏れなど急なトラブルが発生した場合は、チラシやネット広告を見て「低料金」と思って事業者を呼ぶことが多いですが、焦って冷静な判断ができず、作業が終わった後で内容や金額に疑問が生じトラブルになる傾向があります。
- 広告に表示された価格だけで済むとは限りません。事前に出張料についても確認し、作業前に見積額を確認しましょう。
- できれば複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を検討しましょう。
- 初めに依頼した内容と異なることを勧められても、すぐに決めないようにしましょう。

〈事例2〉ID、パスワードや個人情報の入力へ誘導するSMSに注意！

相談内容

大手通販サイトから「24時間以内にアカウントの更新が無い場合、アカウントの利用制限をさせていただきます」とショートメッセージサービス(SMS)が届いた。心当たりが無いがどうすれば良いかと。(50代男性)



処理結果

実在する業者を装い送られてくるSMSから偽サイトに誘導される相談事例を説明しました。メールは開かず、IDやパスワードは入力しないように助言しました。

アドバイス

- 利用者をだまそうとするSMSは多く出回っており、誰でも遭遇する可能性があります。巧妙に作られた偽サイトを見分けることは困難です。
- SMSが届いても記載されているURLに接続せずに、電話窓口や公式ホームページで正式なサービスか調べて確認しましょう。
- 判断がつかない場合は消費生活センターに相談しましょう。